

認知症のある人の経済支援のための社会保障制度(概要)

参考:竹本 与志人 他編『認知症のある人への経済支援まるわかりガイドブック』中央法規

(1)医療や介護サービスに関する基本的な社会保障制度

○医療保険制度…日本の国で医療保険制度に加入していないということはまずあり得ないので、詳細な説明は省略するが、自分や支援している認知症の方がどの医療保険制度に加入しているかは知っておく必要がある。

- ・国民健康保険…基本的に自営業や無職の現役世代の方が対象。

若年性認知症を患い退職した場合等。

- ・被用者保険…基本的に会社に雇用されている方が対象。

若年性認知症を患ってはいるが、会社に雇用されている方等。また、家族や支援者の多くは、被用者保険に加入していると思って良い。

- ・後期高齢者医療制度…原則、75歳以上の方は就労の有無を問わず一律に加入する保険。

65歳以上で一定の障害がある方は、市区町村に申請の上、後期高齢者医療制度に早期加入出来る場合がある(これにより医療費の自己負担が軽減される場合がある)。

・入院時の食費・居住費負担の軽減…医療保険の被保険者に申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、食費・居住費の自己負担を軽減することが出来る。

※自己負担額の軽減は、申請月から適用されるけれど、過去に遡っての適用はされないので、入院したら速やかに手続きを行う方が良い。

(例:2/20~の入院で、3/7に申請した場合、2/20~2/28分は軽減されない。)

・高額療養費制度…同じ月に支払った医療費の自己負担が一定額を超えた場合の支払を上限額までに抑える制度。

同じ月に複数の医療機関を受診した場合や、世帯内で同じ医療保険に加入している人の自己負担分も合算出来る。

(※世帯内で同じ医療保険…例えば、75歳以上の夫婦。兄妹。共働き夫婦。無職の兄妹等。)

※加入している医療保険の保険者に申請し、認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、支払額が上限額までとなる。

交付を受けていない場合は、一旦自己負担分全額を支払い、交付後に払い戻しを受ける(払い戻しまでに3か月以上を要する)。

そのため、年齢や病名を問わず、「今後頻回な受診が必要になるかもしれない」と感じたら、早目に手続きをしておく方が良い。

注意:同じ月に複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関で一旦上限額までの支払が必要になるが、後日、合算の上上限額を超過した金額分については払い戻される。

○介護保険制度…65 歳以上の要介護認定等を受けた人と、40 歳以上の特定疾病による要介護認定等を受けた人が利用出来る。

・高額介護サービス費…同じ月に支払った介護保険サービスの自己負担が基準額を超えた場合に、超過分の払い戻しを受けられる。同じ世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は、自己負担の合計金額で計算される。市区町村の介護保険担当窓口での申請が必要。

・高額医療・高額介護合算制度…8/1～翌年の7/31の医療保険・介護保険の自己負担を合計した金額が基準額を超えた場合に超過分が払い戻される。

※申請先は医療保険の保険者だが、申請に当たって「**介護サービス利用料の自己負担額証明書**」が必要なので、事前に市区町村の介護保険担当窓口にご相談すること。

注意：自己負担額…高額療養費制度と高額介護サービス費を利用し、控除された上での金額を指す。

・介護保険負担限度額認定…介護保険施設やショートステイを利用する際の食費・居住費の自己負担を軽減する制度。

※市区町村の介護保険担当窓口申請し、「**介護保険負担限度額認定証**」の交付を受け、施設に提示す必要がある。

※申請月の前月に遡って軽減を受けることはできないので、速やかに手続することを勧める。

(例：2/20～の入所で、3/7に申請した場合、2/20～2/28分は軽減されない。)

○障害福祉サービス…原則、障害者手帳を所持している方や、難病患者が受けられるサービス。

※認知症との関連では…

- ・血管性認知症は、身体障害者手帳を取得出来る場合がある。
- ・認知症は、精神障害者保健福祉手帳や精神通院医療の対象可能性。
- ・原疾病が前頭側頭葉変性症、プリオン病の場合は難病での利用可。

(2)医療費の自己負担、介護保険サービス利用料の軽減に向けた社会保障制度

○自立支援医療制度(精神通院医療)…何らかの精神疾患により、入院しないで行われる治療を継続する(継続的な通院)必要がある方の自己負担を軽減する制度。精神疾患・障害と関係ない疾患(例：風邪 等)は対象外。認知症はこの制度の対象疾患である。

※市区町村の障害福祉を担当する窓口を利用を申請する必要がある。申請が認められると、「**受給者証(自立支援医療受給者証)**」が交付される。

注意：1 年毎の利用更新が必要。通院する医療機関が、都道府県や指定都市による指定を受けた、「指定自立支援医療機関」として、受給者証に記載されているところに限る。

○特定医療費(指定難病)助成制度…指定難病患者で且つ、認定基準に該当する人の自己負担を軽減する制度。認知症で該当するのは、「前頭側頭葉変性症」と「プリオン病」のみ。

○障害者手帳…認知症の場合は、「精神障害者保健福祉手帳」が取得できる場合がある。

血管性認知症の場合は、「身体障害者手帳」の対象にもなり得る。

但し、最低 6 か月の経過観察(継続受診)が必要。

「診断以降継続通院をしていない」場合は、取得が難しいかもしれない。

○生活保護制度…生活が困窮し、最低限度の生活を維持していくことが困難な世帯を対象に、最低限度の生活を保障し、自立した生活を取り戻していくことを目的とする制度。

注意:利用には市区町村の担当窓口への申請が必要で、原則として申請日から適用される。

申請日以前から基準に該当していたとしても、対象外となるので、早目の申請が大切。

生活保護制度には「**他法他施策優先原則**」があるので、まずは他の方策を検討すること！

○社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業…低所得で生計が困難な人や生活保護受給者を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用料の軽減を行い、必要な介護保険サービスの利用促進を行う制度。市区町村に届出を行っている社会福祉法人等が運営する介護サービス事業所のみが対象となるので、市区町村の担当窓口や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに確認が必要。

(3)収入源の確保のための社会保障制度

○傷病手当金…被用者保険加入者(会社に勤めている方)が、病気やけがのために会社を休んだ日が連続して 3 日間あったうえで、4 日目以降の休んだ日に対して支給される。

注意!退職などで被保険者の資格を喪失した日の前日までに継続して 1 年以上の被保険者であり、資格喪失時に傷病手当金を継続して受給している場合は、退職後も継続して受給できる。ただし、退職日に出勤してしまうと退職日翌日以降の給付は受けられない。

退職後も傷病手当金を継続受給する場合は、雇用保険の基本手当を同時に受給することが出来ないので、基本手当の受給期間延長手続きが必要。

※認知症関連では、主として若年性認知症の方に関連する制度。退職後に発症した場合はそもそもこの制度の対象外。75 歳以上の後期高齢者は、原則「後期高齢者医療制度」への加入となるので対象外。但し、退職後の継続受給期間中に 75 歳になった場合は、継続受給が可能。

○障害年金…65 歳未満に発症した病気やけがによって、日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、一定の所得保障を目的として給付される。但し、保険料納付義務を満たしていることが条件。

※65 歳以降に重度化し、基準に該当した場合は受給可能性あり(発症は 65 歳未満)。

※認知症関連では、若年性認知症の場合のみ対象となる。但し、老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合は受給出来ない。

○特別障害者手当…精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の人を対象。申請は、市区町村の障害福祉担当窓口に行く。

※本人や配偶者、扶養義務者の所得により、受給できない場合がある。

※施設入所した場合や、医療機関に3か月を超えて入院している場合は対象外。

○国民年金保険料における免除制度…経済状況により保険料を納付することが難しい場合には、納付免除や納付猶予を申請できる。

※認知症関連では、若年性認知症のため退職した場合や、家族が認知症に罹患したことで、本人が介護等のため離職や就労制限を行い、所得が減少した場合等が対象となる。

○年金生活者支援給付金制度…公的年金の収入や、その他の所得額による合計が一定基準額以下である年金を受給する人の生活を支えるために、年金に一定金額を上乗せして支給する制度。

※同一世帯内に受給要件を満たす人が複数いる場合には、各々が申請することにより、受給可。

※その他として、「医療費控除」や「NHK放送受信料の免除」等を受けられる場合がある。

※育児・介護休業法を根拠に、介護休業、介護休暇、短時間勤務、所定外・時間外労働の制限、深夜業の制限を申請できる場合がある。

重要！！

ここに挙げた制度は全て「利用出来る可能性がある」ということ。

実際に利用できるかどうかは、個々人や世帯の所得状況等によって異なる。

あの人を利用出来たから、自分も利用出来るとは限らない。

利用の際には事前に、自治体や介護支援専門員、社会福祉士等へ相談されることを勧める。

但し、多くの方が「こういった制度がある」という大まかな知識を事前に得ておくことは有意義。

この資料がその一助になればと願う。